プロジェクター貸出規定

大阪代協事務局

プロジェクターの有効利用のため希望者に貸出しします。

① 貸出先　　大阪代協　各支部　各委員会
　　各会員は支部長を通じること

② 料　金　　無　　料

③ 申　込　　事前に下記申込書を事務局へ

④ ３日以内返却を厳守のこと

プロジェクター貸出申込書

申 請 日	平成　　年　　月　　日
利 用 者 （委員会・支部・その他）	
申請者氏名	
連絡先・電話番号	ー　　ー
利 用 日	平成　　年　　月　　日
返 却 日	平成　　年　　月　　日
利用目的	
備　考	